



新年明けましておめでとうございます。

理事長 片山和郎

〈挨拶と御礼〉

旧年中は新潟県税理士協同組合が実施しました各種事業には格別なご理解とご協力を頂き厚く感謝申し上げます。

使命感と高い志を持って突き進んできました税理士協同組合も、先輩諸氏はじめ多くの組合員・賛助会員のお陰様をもちまして昨年、創立50周年を迎えることが出来、6月には総代はじめ多くの来賓をお迎えし、記念式典及び祝賀会を実施することが出来ましたことを重ねて感謝申し上げます。単なる一区切りではなく、次に繋げるべきステップとしての礎となる年であったと回想しています。

〈協同組合と賦課金等〉

さて、長い歴史を有する全国組織の或る協同組合が11月下旬頃全国紙の一面全部を利用し自らの協同組合の存在意義をアピールすると共に事業参加への協力を願っていました。

私個人が出資者という形で関わっているJA(農協)へは耕作する農地の面積割りにより、森林組合へは所有する森林面積割りにより毎年賦課金というランニングコストを負担しています。県内市町村に多く存する事業協同組合がそういうスタイルをとっていると思いますし、ほとんどの事業協同組合が何らかの形で役員報酬を支払っていると思います。運営費が潤沢でない場合はいたしかたありません。

翻って私共新潟県税理士協同組合は組合員等か

ら賦課金や負担金を徴収していませんし、役員報酬もありません。役員の皆様には自らの税理士業務がありながら本当に申し訳なく思っています。

〈収益団体としての実状〉

加え、税協役員を受けたとき、税理士の多くの方から「県連役員や支部役員は税理士法の延長にあるのでいたしかたないが、税協役員は保険をお願いしたり、獲得したりしなければならないから」役員を受けたくないという声を、随分聞かされました。分配原資や活動原資となる収益を得るための諸活動や事業実施、啓蒙活動等に掛けなければならないこと、生命保険各社との業務推進等にエネルギーを費やさなければならないことを考えるとある程度事実です。

「収益を得なければならない」ということからすれば、又、職位上としてはその立場なら当然だと思っても、現実に負担感を感じさせてしまっていたり、理解されないでいることは、私共がその意義を理解してもらおう機会をオープンにしてこなかったのか、啓蒙不足や努力不足であったのかは反省すべきところです。

〈何故税協が必要であったのか〉

私共税協は、各地域(支部)へ地域経費を拠出しています。それらを原資として各地域で研修事業や福利厚生事業等いろいろな工夫をして支部活動に活かされていることと思います。毎年継続して

いますが27年度実績では約850万円です。又県連には研修会ははじめ県連が行う一定の諸事業にも共催事業として半分程度を拠出しています。

この額はここ数年同じく毎年540万円です。加え、実務研修会等自主事業としての研修の充実に取り組んでいます。

これは協同組合の特質でもある、組合員に対して協同の事業を行うとともに組合員に対して剰余金を分配するという基本理念からしても、又、税理士会の一翼を担う関連団体としても当然の帰結と思います。

私共税協は、県連会館の所有者としての各種維持管理費を負担することは当然ですし、私共の全職員に対して正当な給与を支払う義務等を有していますので当然のことです。

これらの支払い原資は、賦課金や会費等皆様会員等から徴収されるものではなく、収益事業から獲得したものをもちて充てています。

しかし、未来永劫この機能が有効に続くとは考えられないと思っています。役員や一部組合員等だけが協力する事だけでは成り立たなくなることは想定しなければなりません。組合員一人一人が何らかの形で「クライアントのためになる。事務所の一助となる」という大義をもってご協力をお願いするしかありません。

〈法人税法上の立場〉

これらの資金拠出について、法人税法上課税事業者である私共協同組合の損金性を許容し損金性を担保するのは、税理士会々員と協同組合々会員が包含しているという前提で成り立っています。それは、税理士会々員の全てが出資者であり、全員が組合員又は賛助会員であることが前提となります。

〈出資者等の現状〉

現在加入率は約90%の状態です。すなわち10%程度の税理士会員は未加入等です。加入・脱退の自由は協同組合法により担保されていますので、あくまでもお願いでしかありませんが、出資者への加入促進を図らなければならないことは法人税法上の主旨からご理解いただきたいと思っています。

この状態が長く続けば、理論上は非組合員等を含む税理士会員を擁する地域(支部)等には資金拠出が難しくなったり、出資者・被出資者人数按分等の対策をしなければならないことも想定しなければなりません。

〈出資金等は返還される〉

加入時に預かる出資金や預託金の3万円は脱退時等には加入者等に返還しなければなりませんので、会費や負担金のように収益には計上されず、資本の部の出資金又は負債の部で預り金として管理しています。この出資金等が会費等となり返還されないのではないかと誤解されている方がいましたら、そうでありませんので未加入者の方は加入をご検討ください。

〈全員参加のお願い〉

少し粗野な表現となりましたが、単に自分一人程度組合員とならなくともよいということではなく、税理士会々員が全て加入をされることを期待するとともにお願いいたします。

皆様方の一年が素晴らしい年でありますことを願い、新年のあいさついたします。